



水道法では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的と定めています。

水道は、県民生活及び社会経済活動を支えるために必要不可欠なものであり、水道事業者をはじめとする関係者の日々の尽力により、安定的な水道水の供給が維持されています。

その一方で、技術系職員の減少、施設の老朽化など、水道を取り巻く環境は、厳しさを増しており、多発する台風や地震などの災害への対策をはじめ、課題が山積している状況です。

貴重な財産である水道を守り、未来の子供たちに引き継いでいくためには、適切な料金体系に基づく経営の安定化はもとより、県民の皆様の水道への理解と協力が何より求められております。

そのような状況の中で、国では、平成25(2013)年3月に、「安全な水の供給」、「強靱な水道の実現」と「水道の持続性の確保」を理念に掲げた「新水道ビジョン」を策定し、平成30(2018)年12月に水道の基盤強化を趣旨とした水道法の改正を行いました。

本県では、昭和52(1977)年度に策定した「福島県水道整備基本構想」を改定し、水道事業の人材確保・育成や利用者の理解の深化などを基盤強化の柱に据えた「福島県水道ビジョン2020」として取りまとめました。

今後、水道に関わる方々と連携を図りながら、本ビジョンに掲げる理想像の実現に向けた取組みを進めてまいります。

結びに、本ビジョンの改定に当たり、貴重な御意見をいただきました「福島県水道ビジョン検討会」の委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました多くの方々に、心から御礼を申し上げます。

令和3年3月

福島県知事 内堀 雅雄